

中小規模自動車運送事業者様向けの 運輸安全マネジメント

運輸安全マネジメント制度は、次のような経緯があり取組みが義務化されています。
しかし、人材に限りがある中小規模（特に小規模）の自動車運送事業者（保有車両数が100両未満の事業者）様にとっては、運輸安全マネジメント制度に取り組むにも、どの様に実効性のある運輸安全マネジメントを構築するか悩ましいところではないかと思えます。そこで、その経緯を含め簡単にまとめましたので、参考にいただければ幸いです。

（経緯）

平成17年に各モードの運送事業者にて社会的影響の大きな事故やトラブルが多く発生しました。

それらの事故やトラブルを検証したところ、「ヒューマンエラー」による事故が多く含まれていることがわかりました。

従来の安全対策は行政機関等による安全基準に対する監督指導が主体であったところ、「ヒューマンエラー」は現場でのうっかりミスや手順違反等が重大な事故やトラブルに繋がることであることから、従来の安全基準に対する監督指導に加えて、事業者の経営陣から現場までが一丸となつての安全管理体制構築を目的に始まったのが「運輸安全マネジメント制度」です。

具体的には、「**事業者が安全管理体制を作り、それを常に改善**」「国がそれを評価・助言」することとなります。

（その取り組むべく具体的内容）

ガイドラインとして14項目にまとめられており下記の通りとなります。

1. 経営トップの責務
2. 安全方針
3. 安全重点施策
4. 安全統括管理者の責務
5. 要員の責任・権限
6. 情報伝達及びコミュニケーションの確保
7. 事故、ヒヤリハット情報等の収集・活用
8. 重大な事故等への対応
9. 関係法令等の遵守の確保
10. 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等

11. 内部監査
12. マネジメントレビューと継続的改善
13. 文書の作成及び管理
14. 記録の作成及び維持

しかし、大手運送事業者と同様の上記ガイドライン 14 項目を中小規模自動車運送事業者が実施するには適当でない状況もあることから、別途中小規模自動車運送事業者向けガイドラインが下記の通り策定されています。

(中小規模運送事業者が取組むべく具体的内容)

1. 経営トップの責務等
2. 安全管理の考えと計画
3. 情報伝達及びコミュニケーションの確保
4. 事故情報等の収集・活用
5. 教育・訓練等の取組
6. 点検及び見直し・改善

1. 経営トップの責務等

輸送の安全は、運送事業者の最も基本的なサービスである。この認識の元、経営者自らが輸送の安全の最高責任者として、また、可能であれば統括安全管理者を選任し、安全管理体制構築することとされています。

具体的には、

- ① 安全方針を策定し、事業者内部に周知徹底。
- ② 安全方針に基づき、達成したい成果としての安全目標と取組み計画を定める。
- ③ 重大な事故、自然災害等が発生した場合の対応方法をあらかじめ決める。
- ④ 輸送の安全に必要な人員設備等を確保整備する
- ⑤ 安全管理の取り組み状況を年に 1 回は点検し、改善する。
- ⑥ 人員体制上可能な場合は、安全統括管理者を選任する。
- ⑦ 輸送の安全に必要な手順・規則を作成し、事業者内部に周知する。
- ⑧ 安全管理体制に必要な要員に、必要な責任・権限を与える。

2. 安全管理の考えと計画

- ① 策定した安全方針を事業者内部で周知徹底し、必要に応じて見直しを実施する。
- ② 安全方針に基づき、達成したい成果としての安全目標と取組み計画を定め目標達成に向けて取り組む。
- ③ 取組み計画の進捗状況、安全目標の達成状況を把握し必要に応じて見直す。

3. 情報伝達及びコミュニケーションの確保

- ① 経営者は、事業者内で輸送の安全に関する情報が滞ることがないように、現場の課題を適時適切に把握する。
- ② 明らかになった課題等について必要な措置や見直しを行う。
- ③ 法令に従い、輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。

4. 事故情報等の収集・活用

- ① 事故が発生した場合は、代表者等に報告する。
- ② 代表者等は、①の報告の原因究明を行い、再発防止策を検討実施する。
- ③ ②で実施した策の効果を確認し必要な見直しを行う。
- ④ 代表者等は、必要に応じて現場からヒヤリハット情報を集め、事故防止に活かす。
- ⑤ 代表者らは、他の事業者の事件事例やヒヤリハット情報を積極的に集め、事故防止に活かす。
- ⑥ 報告が必要な事故があった場合は、必要な報告届出を行う。

5. 教育・訓練等の取組

経営管理部門、現場部門それぞれに、必要な教育・訓練、事故対応体制整備、法令遵守状況の確認等輸送の安全を確保する必要な取組を行う。

①必要な教育・訓練等

・運輸安全マネジメント制度の理解を深めるための教育（外部機関が実施する講習等を含）等を実施、振り返り、見直しを計画的に行う。

・現場を担う職員に、必要な能力・技能習得維持のための教育・訓練を計画的に実施し、振り返り見直しも行う。

②重大な事故等への対応体制の整備

・重大な事故等を具体的に想定したマニュアルの整備、訓練を実施し、必要に応じて振り返り、抽出された課題問題点を踏まえた見直しを図る。

・輸送の安全にかかわる関係法令等、事業所内規則等を遵守し、経営者等は、その遵守状況を定期的に確認する。

6. 点検及び見直し・改善

自らの取り組みを、自ら点検し見直し・改善につなげることで、作って終わりにしない。

①代表者自らが、自社の取り組み状況を点検し、次年度の目標を策定

②代表者は、①点検の結果、自社の安全管理体制に問題があった場合や、日常業務の課題等に対して継続的な見直し・改善を行なう

(まとめ)

運輸安全マネジメント制度は、経営トップが輸送の安全を実現する最高責任者としての認識を持ち、自ら又は担当者を選任、権限を与え、輸送の安全を実現できる風通しの良い職場とするための方針を策定し、計画を立て、進捗を確認し、見直しをかけるなどしながら、年に1回はその取り組みを点検し改善していく取り組みのことであります。

そして、その取り組みの中においては、ネガティブ情報を収集活用し、必要な教育を実施することや、事故発生時の体制整備に取り組むことが求められることとなります。

詳しくは、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」令和5年度6月 黒土交通省大臣官房 運輸安全監理官 をご確認ください。